

つるぎ荘・やしもグループホーム

(1) 介護保険給付サービス

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

注）下記自己負担額は1割相当分で記載しておりますが、一般世帯並収入の方は2～3割相当分の自己負担になります。

表① 《認知症対応型共同生活介護費》

要介護度		1、サービス 利用料金	2、うち、介護 保険から給付さ れる金額	3、サービス利 用にかかる自己 負担金（1-2）
認知症対応型 共同生活介護 費 （30日）	要介護1（753単位）	236,065円	212,458円	23,607円
	要介護2（788単位）	247,038円	222,334円	24,704円
	要介護3（812単位）	254,562円	229,105円	25,457円
	要介護4（828単位）	259,578円	233,620円	25,958円
	要介護5（845単位）	264,907円	238,416円	26,491円
短期利用共同 生活介護 （1日につき）	要介護1（781単位）	8,161円	7,344円	817円
	要介護2（817単位）	8,537円	7,683円	854円
	要介護3（841単位）	8,788円	7,909円	879円
	要介護4（858単位）	8,966円	8,069円	897円
	要介護5（874単位）	9,133円	8,219円	914円

《介護予防認知症対応型共同生活介護費》

要介護度		1、サービス 利用料金	2、うち、介護 保険から給付さ れる金額	3、サービス利 用にかかる自己 負担金（1-2）
介護予防認知症 対応型共同生活 介護費（30日）	要支援2 （749単位）	234,811円	211,329円	23,482円
介護予防短期利用共 同生活介護 （1日につき）	要支援2 （777単位）	8,119円	7,307円	812円

表② 職員の配置状況やご利用のサービスにより、下記の加算が必要になります。

《認知症対応型共同生活介護》

加算名	内容	個人負担額
1. 初期加算	入所されてから30日間については、初期加算がつきます。	30日計算で 941円
2. 医療連携体制加算 （I）ハ	日常的な健康管理を行ない、身体の状態悪化時に主治医との連絡調整が取れる体制を整えています。又、看取りに関する指針を整備しています。	1日あたり 39円
3. 若年性認知症 入所者受入加算	若年性認知症の方が入所される場合、個別の担当を決めて対応させていただきます。	1日あたり 126円
4. 認知症行動・心理症 状緊急対応加算	医師が、認知症の症状等により在宅での生活が困難で緊急に認知症対応型共同生活介護を利用するのが必要だと判断して利用する場合（最大で7日間）	1日あたり 209円
5. サービス提供体制強 化加算（I）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が70%以上の場合 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合	1日あたり 23円

6. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が60%以上の場合	1日あたり 19円
7. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が50%以上の場合 常勤職員の割合が75%以上の場合 勤続7年以上の介護職員の割合が30%以上の場合	1日あたり 7円
8. 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	1カ月 125円
9. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっている場合	1カ月 10円
10. 退所時相談援助加算	入所されていた方が退所し、自宅等に戻る場合に、退所の相談援助を実施し、関係機関に連絡調整を行った場合。	1回のみ 418円
11. 看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対して、医師、看護師、介護士が共同して介護が行われた場合 ガイドライン等の内容に沿った取組を行った場合	1日あたり 76円～ 1,338円
12. 入退院支援算定	入居者が入院し入院後3カ月以内に退院し再入居できる体制を整えている場合（1月最大6日間）	1日あたり 258円
13. 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合	1カ月 32円
14. 科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心理状況等に係る基本的な情報を管理し共有した場合 必要に応じサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たり上記の情報を適切かつ有効に情報を活用した場合	1カ月 42円
15. 協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合	1カ月 42円
16. 退居時情報提供加算	医療機関へ退居する場合について、退所後の医療機関に入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。	1回 262円
17. 新興感染症等施設療養費	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う帰寮期間を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行なった上で、当該する介護サービスを行なった場合	1カ月に1回 連続5日まで 1日251円
19. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の18.6%を乗じた金額	

《介護予防認知症対応型共同生活介護》

加算名	内容	個人負担額
1. 初期加算	入所されてから30日間については、初期加算がつきません。	30日計算で 941円
2. 若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方が入所される場合、個別の担当を決めて対応させていただきます。	1日あたり 126円
3. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の症状等により在宅での生活が困難で緊急に認知症対応型共同生活介護を利用するのが必要だと判断して利用する場合（最大で7日間）	1日あたり 209円
4. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が70%以上の場合 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合	1日あたり 23円
5. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が60%以上の場合	1日あたり 19円

6. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が50%以上の場合 常勤職員の割合が75%以上の場合 勤続7年以上の介護職員の割合が30%以上の場合	1日あたり 7円
7. 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	1カ月 125円
8. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めている場合	1カ月 10円
9. 退所時相談援助加算	入所されていた方が退所し、自宅等に戻る場合に、退所の相談援助を実施し、関係機関に連絡調整を行った場合。	1回のみ 418円
10. 入退院支援算定	入居者が入院し入院後3カ月以内に退院し再入居できる体制を整えている場合（1月最大6日間）	1日あたり 258円
11. 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合	1カ月 32円
12. 科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心理状況等に係る基本的な情報を管理し共有した場合 必要に応じサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たり上記の情報を適切かつ有効に情報を活用した場合	1カ月 あたり 42円
13. 退居時情報提供加算	医療機関へ退居する場合について、退所後の医療機関に入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。	1回 262円
14. 新興感染症等施設療養費	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う帰寮期間を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行なった上で、当該する介護サービスを行なった場合	1カ月に1回 連続5日まで 1日251円
15. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の18.6%を乗じた金額	

（2）介護保険給付外サービス

表③ 介護保険給付外の利用料金表

種類	内 容	利 用 料	
		(入所者)	(短期利用者)
①食事費	・栄養バランスを考えながら、一日3回の食事とおやつの提供に対する材料費	1日あたり 1,500円	朝食 350円 昼食 600円 夕食 550円
②光熱水費	・日常生活において使用する水道、ガス、電気代	1日あたり 500円	
③居室の利用料	・居室（洗面、トイレ付）のご利用料金	1月あたり 60,000円	1日あたり 2,000円
④共益費	・エレベーター保守管理費 ・保険代（建物、自動車等） ・建物保守管理費	1月あたり 4,500円	1日あたり 150円
⑤寝具リース費	・常に衛生処理された寝具類をご利用できます	1月あたり 4,500円	1日あたり 150円
⑥貴重品の管理	・各種保険証、印鑑等の管理および、立替金、個人の嗜好品等の調達、購入代行の管理費用	1月あたり 2,000円	
⑦特別な食事	・行事等により特別な食事の提供や、嗜好によるお酒等の提供による費用	要した費用の実費	

⑧理髪・美容	・月に1回、理美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます	要した費用の実費
⑨クラブ活動等の活動費	・ご契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。	材料代等の実費相当分
⑩複写費	・ご契約者は、サービス提供についての記録の複写物を必要とする場合の複写費用	1枚につき10円
⑪健康管理費	・ご契約者の健康管理に伴い、健康診断、予防接種等をおこなった場合にご負担いただきます。	実費相当分
⑫日常生活上必要となる諸費用	・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。	実費相当分
⑬おむつ類の提供時の費用	・ご希望に応じて提供します。	実費相当分
⑭敷金	・退去時に居室補修代（畳張替、ハウスクリーニング代等）として精算致します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退去時に精算いたします。	入居時 20万円

- 1、上記表①については1日単位での費用となっております。外泊、外出等の都合上、1日3食のいずれかの食事を欠食された場合についても、上記表の金額をお支払い頂きます。
- 2、上記表③について入所者は月単位での費用となっております。但し、月途中の入所につきましても、1日あたり2,000円で計算した金額をお支払い頂きます。月途中の退所につきましても上記表の金額をお支払い頂きます。
- 3、上記表④～⑥について入所者は月単位での費用となっております。月途中の入所、退所につきましても、上記表の金額をお支払い頂きます。
- 4、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

※上記は全て令和6年6月1日現在の料金です